



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 19 日 (火)
第 8 4 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (102) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護支援事業の廃止の届出 (103) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出の取下げ (2 件)
	(104・105) (経済通商総室) 3
	国土調査の成果の認証 (106) (農地・水保全課) 3
	保安林の指定の解除 (2 件) (107・108) (森林・林業総室) 4
	河川整備基本方針の策定 (109) (河川課) 5

告 示

鳥取県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	茶話本舗わこうデイサービス雲山	鳥取市雲山246-15	通所介護	平成25年1月23日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	"	平成25年2月7日
株式会社わかば	鳥取市千代水一丁目118	グループホームわかばの家福部	鳥取市福部町湯山1433	認知症対応型共同生活介護	"
"	"	グループホームわかばの家青谷	鳥取市青谷町亀尻163-1	"	"

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	キャンパスライフエルル両三柳	米子市両三柳206-2	介護予防通所介護	平成25年2月7日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会介護予防通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	"	平成24年10月4日

鳥取県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
-----	------------	------------	-------------	-------

社会福祉法人あすなろ 会	鳥取市川端四丁 目115	美和あすなろ居宅介護支援 センター	鳥取市赤子田451	平成24年12月 1日
-----------------	-----------------	----------------------	-----------	----------------

鳥取県告示第104号

平成24年鳥取県告示第670号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出）で告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出について、次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳 58-2 外
- 2 届出を行った者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島 893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目 18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目 3-9
- 3 届出を取り下げた日
平成 25 年 1 月 31 日

鳥取県告示第105号

平成24年鳥取県告示第671号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出）で告示したマルイ両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づく同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出について、次のとおり当該届出の取下げがあったので、告示する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ両三柳店
米子市両三柳58-2外
- 2 届出を行った者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社マルイ 代表取締役 松田 欣也 岡山県津山市戸島893-15
株式会社ライフオート 代表取締役 下農 勝弘 兵庫県尼崎市水堂町三丁目18-21
有限会社安部商店 代表取締役 安部 正元 米子市米原九丁目3-9
- 3 届出を取り下げた日
平成25年1月31日

鳥取県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岩美郡岩美町	平成21年度及び平成22年度	岩美町（大字浦富の一部〔903〕）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	平成25年 2 月 19 日
鳥取市	平成23年度及び平成24年度	鳥取市（青谷町早牛の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町早牛の一部	〃
〃	平成24年度	鳥取市（湖山町南四丁目及び五丁目の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市湖山町南四丁目及び五丁目の各一部	〃
〃	平成23年度及び平成24年度	鳥取市（鹿野町岡木の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町岡木の一部	〃
〃	平成22年度及び平成23年度	鳥取市（河原町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町三谷の一部	〃

鳥取県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字木谷838の17
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字赤鯛5542の7、5543の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第109号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備基本方針を定めた河川
佐陀川水系
- 2 河川整備基本方針を閲覧に供する場所
鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所及び米子市建設部土木課